

厚生労働大臣の定める揭示事項等

当院は、保険医療機関としての指定を受け診療を行っている診療所です。

I 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

こども発達支援センターでは、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、ご家族の方が代理で会計を行うなど、代理の方へ発行する場合も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

II 院外処方箋では、「一般名（有効成分名）」で処方する場合があります。

一般名処方とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することで、調剤薬局において「先発医薬品」「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらでも選ぶことができます。薬の選択をする際には、調剤薬局の薬剤師さんの説明を受け、ご相談してください。

III こども発達支援センターは中国四国厚生局長に次の届出を行っています。

【2026年（令和8年）6月1日時点】

- 1 基本診療料の施設基準に係る届出（医科）
 - ◆電子的診療情報連携体制整備加算3
 - ◆情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 2 特掲診療料の施設基準に係る届出（医科）
 - ◆神経学的検査
 - ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
 - ◆障害児（者）リハビリテーション料
 - ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

医療機関に揭示が求められている項目

- ◆電子的診療情報連携体制整備加算3
医療DXを推進するための体制整備及び取得した情報の活用に取り組んでいます。
 - ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を診療に活用しています。
 - ・マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じた質の高い医療に取り組んでいます。
- ◆物価対応料
昨今の物価高騰に対応するため、厚生労働省の規定に基づき算定しています。

IV 保険外負担に関する事項

診断書・証明書料

| | | |
|-------|---|------------------|
| 普通診断書 | 1通につき | 1,100円 |
| 証明書 | 1通につき | 1,100円 |
| 特別診断書 | ア 国、地方公共団体等が発行する様式に記載するもの イ アに掲げる以外のものが発行する様式に記載するもの | 3,300円 5,500円 |